

＜令和6年度第3回（第48回）魚沼市地域公共交通協議会＞

協議結果

以下の結果から、魚沼市地域公共交通協議会規約第12条第4項の規定に基づき、承認されたものとする。

【協議事項】

分科会規程の制定及び運賃協議分科会の設置について

■結果

異議なし

■意見等

- ・一般乗合バス路線に影響がある場合は、バス事業者も含めて協議をお願いします。
- ・複数自治体にまたがる路線の場合、影響がある自治体とも協議をお願いします。

【回答状況】

委員数：24人（会長を除く）

回答数：21人

未回答：3人

1 設置に至る経緯

改正道路運送法の施行に伴い、令和5年10月1日以降、これまで地域公共交通協議会において協議されていた一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、独占禁止法上のカルテルに抵触しないよう、構成員を限定した形で協議会とは別に開催すること及び、住民や利害関係者等の意見を反映するための措置が必要となった。

そこで、魚沼市地域公共交通協議会に上記協議運賃を協議する分科会を設置するため、魚沼市地域公共交通協議会規約第13条の規定に基づき、新たに分科会規程を設けるとともに、運賃協議分科会設置要綱を制定するもの。

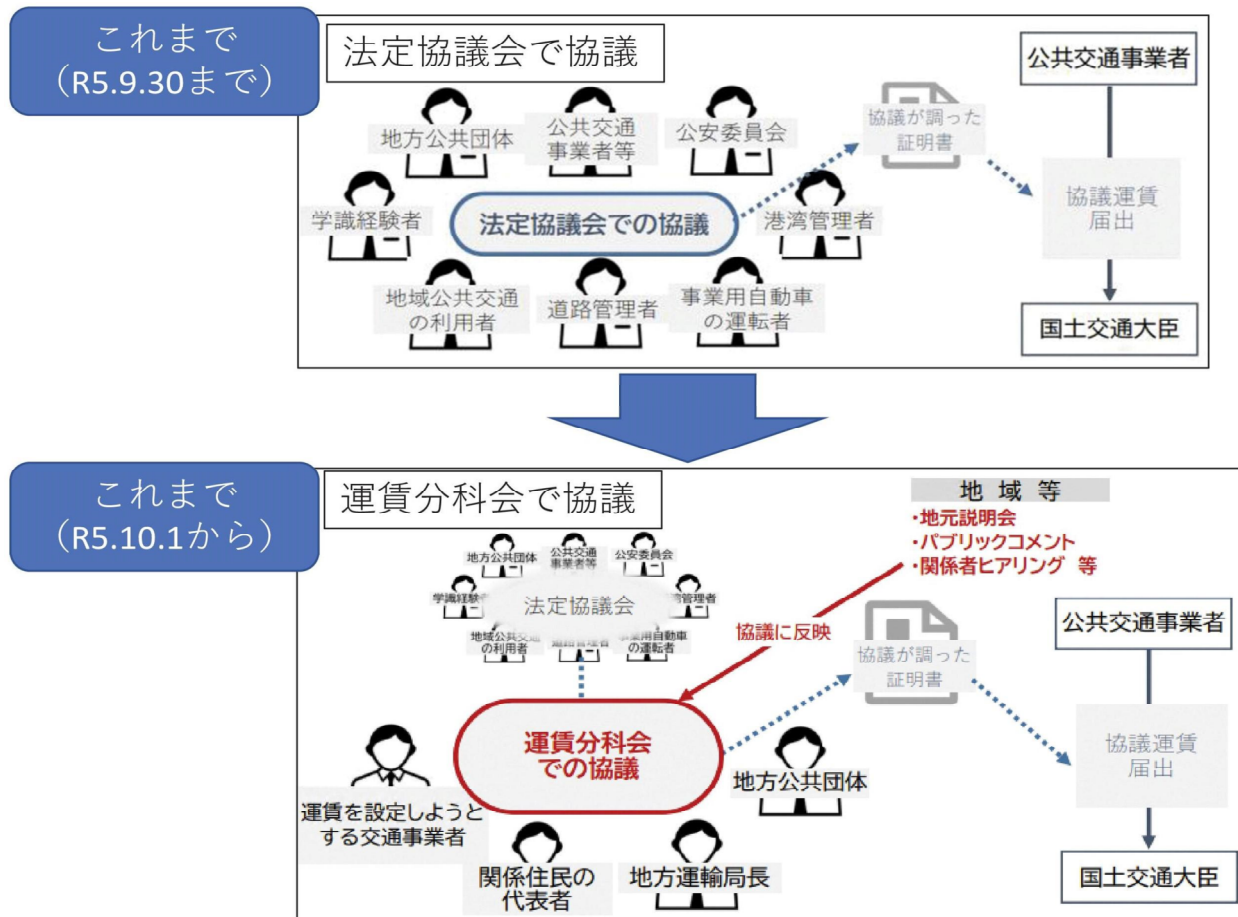
<運賃協議分科会構成委員(案)>

法律上の区分	構成委員
市町村	魚沼市市民福祉部
協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	協議する路線等によって必要な交通事業者
地方運輸局長	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局
市町村長が住民の意見を代表する者として指名する者	(若干名)

2 制定する規程・要綱等(案)

- (1) 名 称
 - ・魚沼市地域公共交通協議会分科会規程(別紙1)
 - ・魚沼市地域公共交通協議会運賃協議分科会設置要綱(別紙2)
- (2) 施行日 協議承認日

3 道路運送法の改正概要



別紙 1

(案)

魚沼市地域公共交通協議会分科会規程

(目的)

第1条 この規程は、魚沼市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の分科会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、規約第5条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会を構成する委員は、協議会の委員の中から会長が指名する者とする。
ただし、会長が特に必要と認めるときは、協議会の委員以外の者を分科会を構成する委員とすることができる。

(分科会長)

第4条 分科会に分科会長を置く。
2 分科会長は、委員の互選により定める。
3 分科会長は、分科会を代表し、会を掌握する。
4 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指定する者がその職務を代理する。

(会議の運営等)

第5条 分科会の会議は、会長が招集し、議長となる。
2 会議については、規約第12条の規定を準用する。

(協議結果の取扱い)

第6条 分科会において協議を行った事項については、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は協議会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。

魚沼市地域公共交通協議会運賃協議分科会設置要綱

(設置)

第 1 条 この分科会は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。）第 9 条第 4 項に規定される運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議するため、魚沼市地域公共交通協議会規約第 13 条の規定に基づき、運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第 2 条 分科会は、次に掲げる事項の協議を行う。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の協議運賃に関すること。
 - (2) その他分科会が必要と認める事項。
- 2 分科会は、協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者毎に協議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 分科会は、次の各号に掲げる団体等に所属する者により構成する。

- (1) 魚沼市市民福祉部
 - (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局
 - (4) 魚沼市地域公共交通協議会長が住民の意見を代表する者として指名する者
- 2 分科会の委員の任期は、前項第 2 号に掲げる者にあつては当該協議運賃に係る協議が終了するまでとし、その他の者にあつては、魚沼市地域公共交通協議会の委員の任期と同様とする。

(守秘義務)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は分科会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 月 日から施行する。